

オープンカウンター方式実施要領

1 オープンカウンター方式とは

一般競争に準じた見積り合わせ方式で、見積り依頼の相手方を特定せず、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から提出された見積り書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積り価格を提示した者と契約する方式です。

2 対象となる契約について

- 少額の物品等の購入
- 少額の OA 機器等借入（再リースを含む）
- 少額の役務の提供等

3 参加資格について

- ① 原則として、契約の属する年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）で、「物品の販売」、「物品の製造」又は「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有するものであること。ただし、競争参加資格を有していない者であっても、発注者が過去の実績等により十分な履行を能力があると認める場合に限り、見積り合わせに参加することができる。
- ② 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 見積り依頼書等の公開及び交付

見積り依頼書等（見積り依頼書、内訳書、仕様書、公示用設計書、図面等を含む。以下同じ。）の公開は原則として、契約課第3スタッフのカウンターで公開しています。

見積り依頼書等の交付を希望する方は、「見積り依頼書等受付簿」に氏名及び連絡先等を記入して、第3スタッフにお渡しください。「見積り依頼書等受付簿」を提出しなかった方の見積り書は無効としますので注意してください。

当部の事務所、事業所（以下、「事務所等」という。）が履行（納入）場所となるものについては、それぞれ該当する事務所等でも見積り依頼書等を公開しますので、各事務所等の総務担当者までお尋ねください。

なお、遠方のため閲覧が困難な場合は、見積り依頼書等の送付も可としますので、送付を希望される方は小樽開発建設部契約課第3スタッフまで照会してください。

また、電子メールでの請求も可能となっています。詳しくはホームページをご覧ください。

5 見積り書の受付

見積り依頼書等の公開期間中は、見積り書を受け付けます。見積り参加希望者は、見積り依頼書等を熟読の上、封筒に入れて封かんし、かつ、その表面に氏名（法人の場合はその名称及び商号）、案件名及び開札年月日を記載し、小樽開発建設部契約課第3スタッフのカウンターに設置してある入札箱に見積り書を投函してください。また、**見積り書の作成に**

当たっては、見積書余白に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載することで押印を省略することができます。なお、見積書の押印を省略する場合は、封筒に「押印省略」の旨を朱書きしてください。

仕様書等で特に参加要件を求めている場合は、事前の審査が必要となりますので、証明書類は見積依頼書で示した期日までに、第3スタッフに提出してください。

提出は郵送等（配達記録のあるものに限る）によることもできますが、その際には二重封筒とし、表封筒に見積書中の旨を朱書きし、中封筒に見積書を入れ、かつ、その表面に氏名（法人の場合はその名称及び商号）、案件名及び開札年月日を記載し、契約課第3スタッフ宛に送付願います。

なお、見積書の提出期限は開札日の前日16：00までとします。（電子メールでの見積書の提出は認めておりません。）

6 契約の相手方の決定及び通知

開札は非公開で行われます。

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定し、決定者には、開札日に電話等でお知らせします。

7 同価の場合について

見積額が同価の場合はいくじ引きによる抽選とし、見積書を提出した者が来庁できない場合は、当該契約とは無関係の職員による代理抽選を行います。

8 再見積について

全見積者が予定価格を超過した場合、見積書を提出された方に再度見積書の提出をお願いすることがあります。

9 見積結果

見積結果については、当該案件に参加された方に限り、契約の相手方決定日の翌日から契約課第3スタッフで閲覧できます。

10 ホームページ等でのお知らせ

公開中の発注情報については、契約課掲示板のほか当部のホームページにおいてもお知らせしていますので、ご覧ください。

11 その他留意事項

○見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効です。また、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

- ①記名・押印または押印省略のための記載事項のない見積書
- ②見積書に記載すべき事項が記載されていない見積書
- ③金額を訂正した見積書
- ④受付締切日時までに契約課第3スタッフに到達しなかった見積書
- ⑤「見積依頼書等受付簿」を提出しなかった者の見積書
- ⑥同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- ⑦不正な利益を得るために連合した者の見積書

12 担当窓口

北海道開発局 小樽開発建設部 契約課 第3スタッフ
〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15-5
電話0134-23-5144